

(無断転載禁止)

審判番号	本件商標（標準文字）	類	結論	適用条文と要旨
無効2019-890068	The essence of Patagonia	33	Z (無効)	【商標法4条1項15号】 (8号、11号は割愛) 出所の混同を生じる

【引用商標】1乃至11のうち、2, 3



## &lt;審決要旨&gt;

引用商標を構成する「P A T A G O N I A」等の各文字は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、請求人の業務に係る商品（アウトドアウェア等のアウトドア関連商品）を表示するものとして我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていたものと認められる。

（ア）本件商標中の「P a t a g o n i a」の文字は、引用商標とは、当該構成文字のつづり又は称呼を共通にし、ある程度の類似性を有するものである。（イ）第33類「蒸留酒等」は、「アウトドア用品と」関連性の程度は高いとはいえない。（ウ）取引者の共通性の程度は高いとはいえないが、共に生活に関連する商品であり、需要者の嗜好、趣味が関係する点において共通するものといえ、その需要者において共通するといえる。

上記を総合すれば、引用商標「P A T A G O N I A」等は、本件商標の登録出願時・登録査定時において、請求人の業務に係るアウトドアウェア等のアウトドア関連商品を表示する「ハウスマーク」として、広く認識されていたものである。また、両商品の需要者は、いずれも一般需要者であり、請求人がアルコール飲料を含む飲食料品も取り扱う多角的な業務を行っていることを考慮すれば、「P a t a g o n i a」の文字を含む本件商標を、その指定商品について使用した場合、これに接する取引者、需要者が、引用商標を想起、連想し、当該商品を請求人又は同人と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その出所について混同を生ずるおそれがあったといわなければならない。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
異議2023-685003	 <b>【拡大】</b>	29, 30 , 31, 3 2, 33, 35, 43	Y 登録維持	【商標法4条1項15号】(11号、19号は割愛) 出所の混同を生じない

【引用商標】

**ZARA****ZARA****ZARA**

<決定要旨> 申立人のブランド名「Z A R A」（引用商標）は、本件商標の登録出願時・登録査定時において、被服等に係るファッショングランド名を表示するものとして、一定程度知られているものと認め得るとしても、その被服の分野を超えて、本件指定商品及び指定役務の分野において広く知られていたとまでは認めることができない。

（ア）本件商標と引用商標とは、非類似の商標であって、相紛れるおそれのない別異の商標というべきものであるから、その類似性の程度は低いものである。（イ）第43類「全指定役務」（飲食物及び飲食物の提供）と申立人の業務に係る商品「被服」とは、関連性が強いとはいせず、また、本件指定役務中、第35類「全指定役務」と申立人の業務に係る商品「被服」の関連性も認められない。

そうすると、本件商標権者が本件商標をその指定商品及び指定役務に使用した場合、これに接する取引者・需要者に引用商標を連想又は想起させるとはいえないものであって、その商品及び役務が申立人又は同人と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのようにその出所について混同を生ずるおそれはないものというべきである。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-003216	AISAN	42	Z (類似)	商標法4条1項11号 両商標は、類似商標であり、役務も類似する。
【引用商標】  	第35類「経営の診断又は経営に関する助言、経営管理及び経営戦略に関するコンサルティング、・中略・コンピュータデータベースへの情報編集・以下省略			
<p>＜審決要旨＞</p> <p>本願商標と引用商標の要部とは近似した印象を与え、称呼を共通にするから類似商標である。      第42類「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」と、引用商標の第35類「コンピュータデータベースへの情報編集」は、類似の役務である。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-011441	悠	18	Y (非類似)	商標法4条1項11号 「悠」と「ゆう」とは、非類似商標
【引用商標】 ゆう				
<p>＜審決要旨＞</p> <p>本願商標は、「悠」の文字に相応して「ハルカ」又は「ユウ」の称呼が生じ、「とおい。はるか。ゆとりがある。」の観念が生じるものである。</p> <p>引用商標は、「ゆう」の文字を標準文字で表しており、その構成文字に相応して「ユウ」の称呼を生じる。そして、「ゆう」の称呼に対応する漢字には、「夕」、「友」、「有」、「勇」、「郵」、「遊」、「雄」、「優」、「悠」等があり、「ゆう」の文字がいずれの漢字に対応するものであるか特定できないことから、引用商標よりは特定の観念は生じないというのが相当である。</p> <p>本願商標と引用商標とを比較すると、両商標は、構成文字の種類及び文字数の相違から、外観上、明確に区別することができる。</p> <p>うすると、本願商標と引用商標とは、本願商標より生じる複数の称呼の1つにおいて共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、外観において明確に区別でき、観念において相紛れるおそれがないものであるから、これらを総合して考察すると、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである</p>				